

姫路市内にお泊りいただくための地酒・地魚プロモーション
「おいしい姫路の旅」の実施業務委託要求水準書

第1章 総則

1 趣旨

姫路観光コンベンションビューローでは、姫路市を訪れるビジネス客を対象に、新たな宿泊需要の獲得や観光消費額、域内経済循環の拡大を目指している。

本業務では、姫路の食資源である市内で製造された日本酒、クラフトビール（以下、「地酒」という。）と、市内で水揚げされた魚（以下、「地魚」という。）を積極的に取り扱う飲食店の活動を後押しし、市内での宿泊を促進するため、クーポン配布キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施する。

2 目的

(1) ビジネス客の実質的な1泊2食化

夕食を提供していない宿泊プランの代替として、ビジネス客が姫路の地酒および地魚を味わいやすい仕組みを提供することにより姫路市内での宿泊の魅力を感じていただく。

(2) キャンペーン利用客のインフルエンサー化

SNS等で姫路の地酒・地魚を発信してもらえるように工夫し、新たな観光宿泊需要を誘引する。

(3) 宿泊施設と飲食店との持続的な関係強化

キャンペーン終了後も飲食店情報、地酒・地魚情報が活用できる地図等の営業媒体を残す。

3 業務名称

姫路市内にお泊りいただくための地酒・地魚プロモーション「おいしい姫路の旅」の実施業務（以下、「本業務」という。）

4 本業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

5 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

6 事業概要

(1) ターゲット

出張で市内に宿泊するビジネス客。主にシングルルームを利用するリピーターを想定し、クーポンを配布する。

(2) キャンペーン配布方法

ア 配布条件：市内宿泊希望者が下記の①②を両方満たすこと

① 宿泊予約サイト運営事業者（以下、「OTA」という。）のサイトを通じ、本業務に参画する市内宿泊施設が設定し、販売する「キャンペーン専用宿泊プラン」を予約し、宿泊する

こと。

- ② ビューローの公式 LINE に友達登録すること。友達登録の確認方法については、別添資料「公式 LINE 「姫路観光コンベンションビューロー」 友達登録の確認方法の例」を参考にすること。

イ 配布場所

宿泊施設のフロント等（チェックイン時に配布を想定）

(3) クーポン利用対象店舗

地酒又は地魚を取り扱う、市内で営業を行う飲食店（以下、「対象店舗」という。）

(4) クーポン規格

ア 金額

1人あたり1泊1,000円

※ 本業務の事業費のうちクーポン利用分（総額）は、15,000千円とする。

※ 連泊など1人あたりのクーポン配布回数の上限や、対象店舗での1回あたりの利用可能な上限金額等については、参加者によるロコミ効果の最大化を図るため、可能な限り多くの参加者が利用できるよう設定を検討すること。

イ 利用媒体

電子クーポンを想定

※ 配布数及び利用数を管理できるもの

※ 宿泊施設における配布や対象店舗での利用時のオペレーションが簡便なもの

(5) クーポン利用期間

ア 期間①：令和6年9月1日（日）から9月30日（月）

イ 期間②：令和6年11月22日（金）から令和7年2月28日（金）

※ 期間①での実施では、期間②での実施に向けた宿泊施設及び対象店舗でのオペレーションやクーポン配布から利用・精算までの運用上の改善点等を確認すること。

ウ 期間①の実施をもとに、期間②の実施における「2 目的」に対応した KPI の設定についてビューローと協議し、決定すること。

7 業務内容

- (1) 対象店舗の募集・調整
- (2) 宿泊施設への参画依頼・調整
- (3) 宿泊プラン販売、クーポン配布及び利用に向けた準備
- (4) プロモーションの実施
- (5) 実施・精算

8 仕様等

(1) 対象店舗の募集・調整

ア 対象店舗を調査したうえで、キャンペーンを案内し、集約すること。なお、随時ビューローに対して、参画する飲食店舗（対象店舗）の情報を提供すること。

※ 対象店舗は、「買って・贈って・飲んで 姫路の日本酒大好きキャンペーン（姫路の日本酒が飲めるお店はこちら）」及び姫路市発行「行きたい！食べたい！ひめじの店 めっちゃうま（第7版）」を参考にすること。

<参考資料掲載サイト>

- ・買って・贈って・飲んで 姫路の日本酒大好きキャンペーン（姫路の日本酒が飲めるお店はこちら）

https://www.com21.or.jp/nihonshu/shop_list02.html

- ・行きたい！食べたい！ひめじの店 めっちゃうま（第7版）

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/cmsfiles/contents/0000023/23834/7.pdf>

イ 地酒又は地魚を扱っていない飲食店に対しては、販路を紹介するとともに、本業務への参画を案内すること。

(2) 宿泊施設への参画依頼・調整

ア 本業務のクーポン配布対象となる OTA サイトを2者選定すること。

イ 本業務に参画する宿泊施設を募り、当該宿泊施設が販売契約しているクーポン配布対象となる OTA サイト上でクーポンを提供する宿泊プランの造成と販売を行うよう依頼、調整すること。

ウ 宿泊プランの名称、告知、販売時の表記方法は、本業務の周知強化を図るため全宿泊施設で統一すること。なお、随時ビューローに対して、参画する宿泊施設の情報を提供すること。

(3) 宿泊プラン販売、クーポン配布及び利用に向けた準備

ア 本業務に参画する対象店舗、宿泊施設に対して、クーポンの配布、利用に向けた準備・調整を行うこと。なお、利用に際し、対象店舗、宿泊施設の負担を考慮し、機器等の設置費用がかからないように留意すること。

イ 問い合わせ対応

問い合わせ先の電話番号、メールアドレス等を設定し、問い合わせに対応すること。また、問い合わせ内容については、ビューローに適宜報告すること。

ウ その他、実施体制を整えるために必要な事項については、ビューローと十分に意見交換、調整を図ったうえで決定すること。

(4) プロモーションの実施

ア 訴求するターゲットに応じた広報媒体を選定し、プロモーション計画を立案、実施すること。また、必要に応じてビューローが所有する広報媒体を活用すること。

イ 対象店舗の一覧、並びに対象店舗の位置を示す地図をキャンペーン開始前に完成させ、必要な広報媒体や、ビューローが運営するホームページ「ひめのみち」、公式 LINE に掲載すること。対象店舗に変更があった場合は、随時修正等を行うこと。また、各対象店舗が扱う地酒又は地魚を利用者にわかりやすく示すこと。

ウ ビューローの公式 LINE を通じて、ビジネス客向けに本業務の情報発信を行うため、紹介記事（お得情報）を毎月1回以上作成し、提供すること。

エ 宿泊プランを販売する2者の OTA サイト上で本業務の特設ページを作成し、サイトユーザーに対して訴求を行うこと。特設ページについては、OTA と直接調整を行うこと。

なお、特設ページ等に使用する内容や写真は、ビューローと十分に意見交換、調整を図ったうえで決定すること。

オ 首都圏のメディアや姫路への出張が多いと想定される企業の担当者に対し、本業務の告知及び令和6年11月22日（金）に解禁日を予定している姫路の地魚「ぼうぜ鯖」のブランディングに向けたプロモーションを実施すること。プロモーションでは、首都圏に会場を設置し、地酒又は地魚の紹介や試飲、試食会を実施すること。なお、プロモーション方法は提

案内容を元に、ビューローや市内関係者と十分に意見交換、調整を図ったうえで決定すること。

想定しているプロモーションの会場及び規模は、以下のとおりとする。

- ・ 会場はオフィスビル内のカフェテリアやレストランなどを想定
- ・ メディア関係者、企業の担当者を50名程度招待
- ・ 市内関係者を5名程度招待
- ・ 用意する食材や運送費等は事業費に含む。

(5) 実施・精算

ア キャンペーン期間中は、クーポンの発行対象となる宿泊プランの予約数や、クーポンの配布、利用数について、適宜ビューローに報告するとともに、歩留まりを把握すること。報告頻度については、ビューローと十分に意見交換、調整を図ったうえで決定すること。

イ 想定したクーポンの上限数に達する前に、ビューローへ報告したうえで、上限数以内で配布を終了すること。あわせて、終了する場合は、速やかに関係者への周知、対応を行うこと。

ウ 本業務に参画した対象店舗のクーポンの利用実績を確認し、速やかにクーポン分の金額を振込むこと。

エ 本業務に参画した対象店舗や宿泊施設、クーポン利用者に対し、本業務に関するアンケートを実施すること。

(6) その他上記(1)から(5)に付随する業務を実施すること。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「姫路市内にお泊りいただくための地酒・地魚プロモーション「おいしい姫路の旅」の実施業務」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの仕様書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

(1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。

(2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。

(3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。

(4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務

担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。

(5) 受託者は、ビューローと必要に応じ、適宜ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。

(6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

5 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

6 その他

(1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。

(2) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則(昭和 62 年姫路市規則第 29 号)の規定を準用する。

(3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。